

さかなのまち焼津グルメプロモーション事業業務委託仕様書

1 委託業務名

さかなのまち焼津グルメプロモーション事業

2 委託期間

委託契約締結日から令和5年1月31日(火)まで

3 業務目的

本業務は、しずおか食セレクションに認定されている「焼津ミナミマグロ」、水揚量日本一の「カツオ」、日本では駿河湾でしか水揚げされない「桜えび」という地域資源を活かし、「さかなのまち焼津」ブランドの確立を目指し、「焼津グルメ」による誘客を図ることで、交流人口の増加とともに地産地消の拡大及び地域経済の活性化を図る。

4 業務内容

別紙1のとおり

5 業務の進め方

業務に際しては、進め方など適宜、協議を行いながら進めていくものとする。

6 支払方法

全額を業務完了後に支払う。

7 著作権その他の権利

(1) 製作物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該著作物の引き渡し時に焼津市に譲渡する必要はないが、制作物が著作物に該当する該当しないにかかわらず、焼津市が当該制作物の撮影画像等を焼津市のPR等に使用する権利は保証すること。

(2) 次のいずれかの者に制作物にかかる著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権を受託者に譲渡させること。

ア 受託者の従業員

イ 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先の法人又はその従業員

8 その他

(1) 受託者は、本業務の全部または主要部分を第三者に委託することはできない。

(2) この仕様書に定めのない事項について疑義のある場合は、双方協議の上で決定することとする。